平成２２年（フ）第１１６号
長野市大字上駒沢87番地８
債務者　八木　雄二
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
長野県須坂市大字須坂1506番地の２
債務者　成田　伸一
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
長野県須坂市大字須坂1506番地の２
債務者　成田　和代
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
長野市三輪９丁目３番25―101号　ジュネス相ノ木
債務者　小平　惠司
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目10番２号
債務者　長田　正明
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７５号
徳島県板野郡藍住町笠木字中野137番地１―105号
債務者　矢野　　蘭
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２号
徳島市八万町弐丈44番地の１―103号
債務者　武市　　治
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９８号
徳島市名東町１丁目109番地
債務者　西　　忠男
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０８号
徳島県板野郡板野町西中富字中須77番地317
債務者　吉岡　宣明
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０９号
徳島県板野郡板野町西中富字中須77番地317
債務者　吉岡　健治
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１０号
徳島県板野郡板野町西中富字中須77番地317
債務者　吉岡ヨシヱ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１８号
徳島県阿波市阿波町谷島245番地
債務者　新居　義則
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２４号
徳島市北矢三町３丁目８番８－１－202号、旧住所徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長37番地50
債務者　布川小百合（旧姓日崎）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２５号
徳島県板野郡上板町引野字立石３番地15
債務者　明松　福雄
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４２号
徳島市富田橋８丁目６番地―501号
債務者　坂部　美名
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４８号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字江川23番地１
債務者　髙橋　　攻
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８１号
徳島市庄町２丁目44番地の１、旧住所徳島市川内町榎瀬767番地
債務者　杉本千鶴子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀1371番地３
債務者　土井　徹也
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係